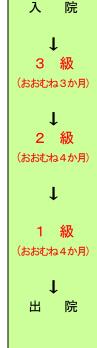
#### 教育の内容

当院の在院者は,次のような教育活動を 経て出院していきます。



生活指導	・基本的生活訓練、問題行動指導, 治療的指導,被害者心情理解指導,保護関係調整指導,進路指導 等、保護関係調整指導,進路指導 等定生活指導(被害者心情理解・指導,薬物非行,性非行, 暴力防止,交友,家族)
職業指導	・職業人としての自覚や勤労意欲 を高めるための指導 ・職業に関する知識,技能を身に 付ける指導 ・資格取得に向けた指導
教 科 指 導	<ul><li>・学習指導要領に準拠した教科 指導(義務教育対象者等)</li><li>・補習教育,通信教育</li><li>・高等学校卒業程度認定試験</li></ul>
体育指導	・体力測定 ・基礎体力の養成
特別活動指導	・自主的活動 ・情操的活動 ・各種行事 ・社会貢献活動

# 年間行事

1月	成人式	10月	運動会
3 月	卒業式	1 1 月	収穫祭
4 月	観桜会	12月	クリスマス会
6 月	開院記念行事		
その他,	各種スポーツ大き	会,保護者	音会等を開催。





#### 施設の沿革

昭和 26 年 12 月 三重少年学院分院宮川医療少年院 として発足

昭和27年 6月 宮川医療少年院として開設

昭和45年 3月 施設全体改築工事完了

昭和52年 6月 収容区分が長期,男子,初等・中等 特別・医療,特殊教育課程対象者(名

古屋,大阪管区内)となる。

平成2年 7月 収容定員が改正により80名となり、

現在に至る。

平成20年 4月 収容区分が長期,男子,初等・中等・ 特別,特殊教育課程対象者(名古屋, 大阪管区内)となる。

平成22年 3月 低年齢少年収容棟が完成する。

平成27年 6月 少年院法改正に伴い, 第1種・第2

種少年院に指定される。

#### 案内図



#### 交通機関

JR参宮線伊勢市駅又は近鉄伊勢市駅から, 三 重交通バス(有滝行)を利用,宮古橋バス停下車(所 要時間約10分),徒歩約5分(0.5km)

# 施設要覧



# 宮川医療少年院

〒519-0504 三重県伊勢市小俣町宮前25 1a0596-22-4844 FAX0596-21-0048 宮川医療少年院は、主に東海・北陸・近畿の各家庭裁判所において少年院送致決定を受けた入院時におおむね12歳以上20歳未満の男子少年のうち

- (1)知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
- (2)情緒障害若しくは発達障害又はそれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの

を収容し、特性に応じた治療的教育を行います。

#### 教育の特色

- (1)基本的な生活習慣を体得し,円滑な社会復帰に向けての生活意欲を高め,社会に適応する力を向上させるための教育。
- (2)受容的な雰囲気の中で,認知機能の向上を 図り,自己理解を深め長所を伸長するための治 療的教育。
- (3)再犯・再非行を防止し、健全な生活を送る習慣を身に付けるための指導。

#### 1日の生活

6:50	起床·洗面·清掃
7:20	朝食
9:00	朝礼
9:15	教育活動
12:00	昼食
13:00	運動·教育活動
15:30	面接·読書·学習
16:30	夕食
18:00	教育活動,日記
20:00	余暇時間(テレビ視聴等)
21:00	就寝

#### 職業指導

当院在院者の多くは転職を繰り返しており、基本的な勤労習慣が身に付いていないため、一つの仕事に集中できるよう、根気・忍耐力を育てています。また、こうした実習を通して、心身の機能の向上と協調性も育てています。

#### 陶芸科

土練り作業から学び、 上達すると花瓶や置物 等を製作します。





農園芸科(園芸) スコップや鎌などを使 用して花き栽培や院内美 化を行います。

木工科 彫刻刀を使用して レリーフや置物等を 製作します。





サービス科 大型洗濯機を使用して 衣類の洗濯及び被服の補 修を行います。

農園芸科(農業) 季節に応じた野菜を作り、 収穫後は少年の毎日の食材 に使用します。



### 教 科 指 導

義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行っています。

#### 治療的指導

- ・Cognitive-Enhancement-Training (認知機能強化トレーニング)
- ・Cognitive-Occupational-Training (認知作業トレーニング)

認知理論に基づいた治療的教育プログラムを実施しています。

# 社会復帰支援

出院後を見据えて,住居,就業先その他の生活環境の調整を行い,在院者が円滑に社会復帰できるよう必要な支援を行います。

#### (1)帰住調整

出院する際,帰り先が決まらない少年に対して, 引受人の確保や適切な帰住予定地を選定する ため,保護観察所や福祉機関等と連携を図りな がら支援を行います。

#### (2)医療・療養に係る支援

適切な医療や療養を受けるために、出院後に 通院する医療機関の調整や、福祉サービスを 受けるために必要な療育手帳や精神障害者手 帳の発給手続に係る援助・支援を行います。

#### (3)修学に係る支援

在院者が在籍する学校との復学調整,また, 高等学校卒業程度認定試験の受験を受けるためや進学のための便宜を図ることもあります。

#### (4)就業に係る支援

就労先の確保を目指して,公共職業安定所と連携し,職業講話,職業相談,求人情報の提

供を行います。その他、 キャリアコンサルティング の有資格者が、専門的 な視点からアドバイスを 行います。



ハローワーク見学